

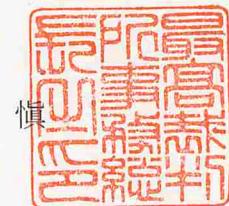
最高裁秘書第1371号

令和2年6月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

5月26日付け（同月28日受付、第020147号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

渉外レポート第14号（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

Liaison Office Report Vol.14

令和初めてとなるお正月のおめでたい雰囲気もつかの間、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、日常生活にも様々な影響が出ています。今回の渉外レポートでは、新型コロナウイルスの流行前に無事実施された判事出張と、裁判官短期在外研究員制度について御紹介します。

宮崎最高裁判事出張

2月、宮崎裕子最高裁判事がシンガポール共和国、オーストラリア連邦（キャンベラ、シドニー）に出張しました。



メノン長官訪問

シンガポール共和国においては、メノン最高裁長官を表敬訪問し、意見交換を行いました。また、国家裁判所や家庭裁判所、国際商事法廷などを訪問し、裁判手続のIT化の様子などを視察しました。

オーストラリア連邦では、キャンベラにおいて、キーフェル最高裁長官を表敬訪問しました。長官以下6名の最高裁判事と懇談

し、両国の司法の実情を報告しあうなど交流を深めました。

また、シドニーにおいては、ニューサウスウェールズ州最高裁判所、連邦裁判所、家庭裁判所などを訪問し、IT化の実情について説明を受けたり、意見交換を行ったりしました。更に、ビーズリー・ニューサウスウェールズ州総督を表敬訪問し、親交を深めました。



キーフェル長官（中央）及び豪最高裁判事との懇談



裁判官短期在外研究員制度

● 裁判官短期在外研究員制度とは

中堅裁判官を対象とした在外研究制度です。研究員が自ら設定した研究テーマに基づき、外国の司法制度の調査及び研究を行う機会を付与することによって、専門性の獲得及び深化を支援することを目的としています。派遣期間は約1か月です。

● 派遣先

令和元年度は、米国連邦司法センター（FJC）、マックスプランク・ルクセンブルク研究所及びシンガポール国立大学への派遣のほか、特定テーマ派遣（研究員が設定した特定の研究テーマを踏まえて上記三つの派遣先又はその他の機関に派遣されるもの。）を実施しました。

・ 米国連邦司法センター（FJC）（アメリカ合衆国）

米国連邦司法センター（FJC）は、米国連邦裁判所の裁判官及び職員に対する研修を行うとともに、司法の制度及び運用に関する研究を行っています。同センターは、外国の裁判官等を対象とした研修課程(Visiting Foreign Judicial Fellows Program)も運営しており、最高裁判所からの派遣者を研修員として受け入れています。派遣期間中は、同センターを拠点として、連邦裁判所や立法機関、行政官庁、大学を訪問して関係者と意見交換をしたり、FJCが提供する連邦裁判官向けのプログラムに参加したりするなどして、自ら設定したテーマに関する調査及び研究を行います。令和元年度派遣者は、「米国の民事訴訟における経済的要因とその影響」について調査研究を行いました。

・ マックスプランク・ルクセンブルク研究所（ルクセンブルク大公国）

マックスプランク・ルクセンブルク研究所は、国際公法、比較法、規制法等の観点から紛争解決について研究を行っています。同研究所は、世界各国の研究者及び実務家のためにゲストプログラムを開設しており、最高裁判所からの派遣者も同プログラムに参加しています。派遣期間中は、同研究所を拠点として、裁判官等と意見交換をしたり、同研究所が提供する意見交換会等に参加するなどして調査及び研究を行います。令和元年度派遣者は、「外国裁判所の確定判決の効力及び執行」について調査研究を行いました。

・ シンガポール国立大学法学部（シンガポール共和国）

シンガポール国立大学法学部アジア法研究センターには海外からの客員研究員プログラムがあり、同センターは最高裁判所からの派遣者を受け入れています。派遣期間中は、同セン

ターを拠点として、裁判所等において自ら設定した研究テーマに関する調査及び研究を行います。令和元年度派遣者は、「国際紛争解決の実務」について調査研究を行いました。

・特定テーマ派遣

令和元年度派遣者は、「米国各州におけるIT化の取組みと現状等について」をテーマに、全米州裁判所センター（NCSC）の協力により、米国の州裁判所等で調査研究を行いました。

短期在外研究体験記



小国ルクセンブルクとヨーロッパの国境

司法研修所教官 安 岡 美香子

(平成30年度派遣当時：東京地方裁判所判事)

私は、平成31年1月20日から1か月間、ルクセンブルク大公国にあるマックスプランク・ルクセンブルク研究所に派遣され、知的財産権の越境侵害事件に係る国際裁判管轄の研究を行いました。

ルクセンブルクは、フランス、ベルギー及びドイツに囲まれた西ヨーロッパの小国で、神奈川県程度の大きさしかありません。電車やバスに乗るときは、うっかり乗り過ごしたら用事もないのに派遣国から出てしまうという妙な緊張感を味わう生活です。その上、人口の3割に相当する労働者が毎日隣国から国境を越えて通勤してくるそうで、派遣先の研究所では、ドイツから車通勤してくる職員、家賃の安いベルギーから電車通勤し、週末は車でオランダの家族の元に帰る研究者など「外国人」ばかり。物理的には存在しない国境を人とモノが日々行き来し、国境をまたいだ法的紛争が日常的に発生するという複雑な状況を肌で感じつつ、ヨーロッパにおける国際民事訴訟法分野の最新の議論に触ることができた1か月でした。